# ◎財団法人日本遺族会に対する国有財

## 産の無償貸付に関する法律の一部を

#### 改正する法律

(平成二六年一一月二八日法律第一三二号)(衆

、提案理由(真会)

の概要を御説明申し上げます。

案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律

ております。

ております。

なの、会館事業は廃止され、現状では効率的な利用が困難となっまり、会館事業は廃止され、現状では効率的な利用が困難となっます。しかしながら、建物の老朽化及び東日本大震災の影響にます。しかしながら、建物の老朽化及び東日本大震災の影響に入り、会館及びその敷地は、遺族の福祉を目的とする事業に用

本案は、このような現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律

措置を講ずるものであります。 人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとするとめに、その建物の一部を取得し、一般財団法する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができ当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資

なお、この法律は、公布の日から施行することとしておりま析量を請するものであります。

し上げます。 何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

# 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二六年六月一九日)

労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げま○後藤茂之君 ただいま議題となりました各案について、厚生

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資するる建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

を講ずるものであります。 本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置 ととするとともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日 建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができるこ

数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であり ら提案理由の説明を聴取し、討論、採決の結果、本案は賛成多 昨日本委員会に付託され、同日提出者盛山正仁君か

以上、御報告を申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告

(平成二六年一一月一九日)

て、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上 ○丸川珠代君 ただいま議題となりました三法律案につきまし

のであります。 て衆議院から提出され、本院において継続審査となっていたも する法律の一部を改正する法律案は、第百八十六回国会におい

まず、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関

ている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し その内容は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられ 、九段会館が、昭和初期の建築様式を伝える歴史的な価値の

する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができ 当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資 ることとするとともに、その建物の一部を取得し、一般財団法 人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の

措置を講じようとするものであります。

合を代表して福島みずほ委員より反対の旨の意見がそれぞれ述 本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連 仁君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日 委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員盛山

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案ど

べられました。

おり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されておりま

以上、御報告申し上げます。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置

○附帯決議(平成二六年一一月一八日)

を講ずるべきである。

一、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている土地 者に対し丁寧な説明を行い、理解が得られるよう努めるこ 事業者に対し当該土地を貸し付ける際は、地方自治体等関係 いて検討する等その歴史を後世に伝えるよう努めること。 ある建物であることに鑑み、建物の保存、外観の活用等につ について、高度利用等に資する建物の所有を目的として民間

三、本法により国有財産を無償で貸与することに鑑み、政治的 中立性の確保に取り分け配意すること。

### 四、衆議院厚生労働委員長報告

(平成二六年一一月二一日

す。 労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げま ○渡辺博道君 ただいま議題となりました両案について、厚生

する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。 る建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該 .....(略)......(略)...... 次に、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関 本案は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられてい

> 建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができるこ ととするとともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する 本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置

て可決の上、本院に送付され、同日本委員会に付託されまし 続審査となっていたもので、去る十一月十九日、参議院におい 本案は、前国会、本院において可決され、参議院において継 を講ずるものであります。

第であります。 採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次 本委員会においては、同日、提案理由の説明を省略した後、

以上、御報告申し上げます。